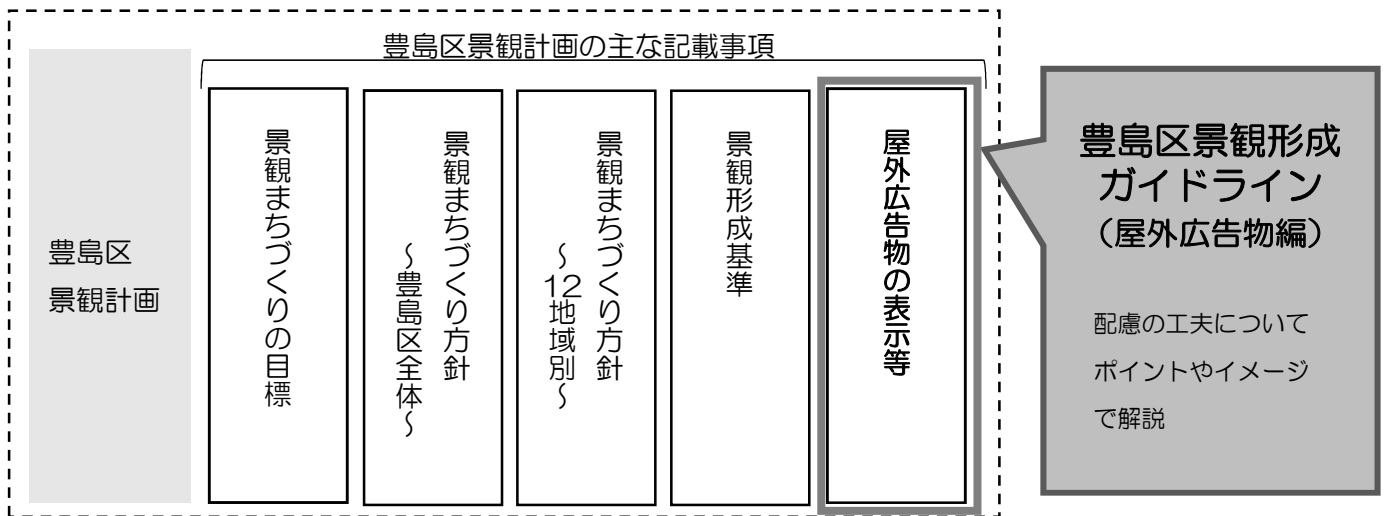


豊島区景観形成ガイドライン屋外広告物編の策定について

1. ガイドラインの目的と位置づけ

- 豊島区景観形成ガイドライン（屋外広告物編）は、都市の景観に影響を与える屋外広告物が豊島区の良好な景観と調和させるため、豊島区景観計画の「屋外広告物の表示等の制限」に基づき、東京都屋外広告物条例や関係法令の規定による基準に加え、景観に配慮すべき事項を示す。
- 東京都屋外広告物条例の対象外の種類の広告物や、許可申請不要の大きさの屋外広告物についても地域の景観特性や周囲との調和に配慮すべき事項について示す。

■本ガイドラインと「豊島区景観計画」との関係



■利用シーンの想定

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の計画を行う際に活用 ・事前協議を行う際の、共通の認識ツールとして活用
豊島区	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議を行う際の、共通の認識ツールとして活用
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議の対象にならない、自家用広告物等の計画をする際の参考資料として活用

2. 作成スケジュール

	平成29年			平成30年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4・5・6・7月	
ガイドライン案作成	原案作成			案作成				冊子完成
会議など	☆ 部会	☆ 部会	★ 審議会		☆ 部会	★ 審議会		

注: 12月には「報告」が行われ、3月には「諮問」が行われます。

3. ガイドラインの構成案

		項目	作成のポイント
I. はじめに		1 景観形成ガイドライン 屋外広告物編の位置づけと役割 2.対象となる屋外広告物 3.屋外広告物の掲出にかかる手続き	屋外広告物の届け出制度や、対象となる屋外広告物の種類をフロー図やイラストを用いてわかりやすく例示。
II. 基本事項		1.豊島区が目指す景観まちづくり 2.屋外広告物の表示等の基本的な考え方	「豊島区景観計画」で定めた景観まちづくりの目標と、屋外広告物の表示等の基本的な考え方をイメージ写真とともに掲載。
III・配慮事項	種別別	1.屋外広告物の種類別の配慮事項 (1)屋上広告物 (2)壁面広告物 (3)広告幕 (4)突出広告物 (5)地上設置広告物 (6)立て看板・広告旗 (7)電柱・街路灯柱利用広告物 (8)はり紙・はり札 (9)車体利用広告物 (10)床面利用広告物 (11)デジタルサイネージ (12)投影広告物 (13)自動販売機 (14)窓面を利用した広告物	屋外広告物の種類に応じた配慮事項を、イメージイラストとともに掲載し、種類別に解説。屋外広告物条例に基づかない、自動販売機や窓面を利用した広告物についても、配慮事項を記載。
	ポイント別の配慮	2.色彩計画の配慮事項	広告物に使用する色彩についての配慮事項を記載。色使いのイメージイラストを掲載。
		3.照明を用いた屋外広告物の配慮事項	広告物に使用する照明についての配慮事項を記載。照明設置のイメージイラストを掲載。
		4.広告物の文字（見やすさ、読みやすさ）	広告物に使用する文字についての配慮事項を記載。文字使いのイメージイラストを掲載。
地域別	5.地域別の配慮事項 (1)一般地域 ①住居系の地域 ②その他の地域 (2)景観形成特別地区 ①六義園周辺景観形成特別地区 ②池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区 ③雑司が谷景観形成特別地区	地域ごとの配慮事項を、住居系とそのほかの地域に分け、イメージイラストと共に掲載。豊島区景観計画で屋外広告物の制限等に関する事項が定められている景観形成特別地区の屋外広告物の表示等の制限事項を記載。（今後指定予定の雑司が谷景観形成特別地区を含む。）	
IV.屋外広告物とまちづくり		1.屋外広告物を活用したエリアマネジメント	屋外広告物を活用したエリアマネジメントについての区の方針を記載。